

鹿嶋中継施設建設工事

入札説明書

令和4年5月

鹿嶋地方事務組合

目 次

第1	入札説明書の位置付け	1
第2	事業の概要.....	2
1	工事名	2
2	対象となる公共施設等の種類.....	2
3	公共施設等の管理者等	2
4	工事の目的.....	2
5	工事概要	2
6	工期.....	2
7	関係法令等の遵守.....	3
8	担当部局	3
第3	事業者選定スケジュール.....	4
1	スケジュール（予定）	4
第4	入札参加に関する条件等.....	4
1	入札参加者の参加資格要件	4
第5	入札の手続等.....	6
1	入札説明書等の公表等に関する事項.....	6
2	入札参加資格に関する事項	7
3	提案書類の提出に関する事項.....	8
4	提案書類改善指示書の送付	8
5	提案書類審査結果に関する事項.....	9
6	予定価格に関する事項	9
7	入札に関する事項.....	9
8	入札方法等.....	9
9	工事費内訳書の提出	10
10	入札保証金及び契約保証金.....	10
11	入札参加に関する留意事項.....	10
12	契約の締結に関する事項	11
第6	提出書類	12
1	入札説明書、発注仕様書等に関する質問書類	12
2	入札参加資格確認申請書類	12
3	提案書類の提出	12
4	提案書類改善承諾書の提出	12
5	入札提出書類.....	13

第1 入札説明書の位置付け

鹿島地方事務組合（以下「本組合」という。）では、新可燃ごみ処理施設の稼働開始を令和6年度に予定しており、新可燃ごみ処理施設の稼働に伴い、既存広域鹿嶋 RDF センターを停止させ、新可燃ごみ処理施設へのごみ搬送の効率化及び新可燃ごみ処理施設の貯留機能の一部を担うための新たな中継施設の整備を行う。

この「鹿嶋中継施設建設工事入札説明書」（以下「入札説明書」という。）は、本組合が実施する「鹿嶋中継施設建設工事」（以下「本工事」という。）を実施する民間事業者選定のための一般競争入札に適用されるものであり、本工事に係る入札の公告に基づく民間事業者の選定等については、関係法令等に定めるもののほか、入札説明書類によるものとする。

本工事に係る入札への参加を希望する者は、入札説明書類に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、入札説明書に沿って、本工事に目的に合った条件で、応募資料等の作成等を行うものとする。

第2 事業の概要

1 工事名

鹿嶋中継施設建設工事

2 対象となる公共施設等の種類

積替え施設

3 公共施設等の管理者等

鹿島地方事務組合 管理者 石田 進

4 工事の目的

本工事は、鹿嶋市から排出される一般廃棄物等のうち可燃ごみを圧縮することにより新可燃ごみ処理施設まで効率よく運搬させること、また、貯留機能の一部を担うことを目的とした中継施設について、責任設計・施工を一括で行うものである。

5 工事概要

(1) 事業予定地

項目	概要
建設場所	茨城県鹿嶋市平井 2264 番地
敷地面積	約 6,400 m ²

(2) 施設の概要

項目	概要
処理方式	コンパクト・コンテナ方式を基本とする。
搬送能力	91 t / 日
貯留能力	1,950m ³
処理対象物	可燃ごみ

※ 詳細は、発注仕様書を参照すること。

6 工期

工期は、次のとおりである。

- ・ 契約締結日（本組合議会の議決）の翌日から令和6年3月31日まで

なお、本工事請負契約は本組合議会の議決を要するため、落札者決定後、落札者と仮契約を締結し、本組合議会の議決をもって本契約を締結する。

7 関係法令等の遵守

事業者は、本工事の実施に当たり、関係する法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本工事の仕様書と照らし合わせて適宜参考とすること。

8 担当部局

本事業の事務局は次のとおりである。(以下「本組合事務局」という。)

事務局	： 鹿島地方事務組合 施設整備課
所在地	： 〒314-0141 茨城県神栖市居切 660 番地 3
TEL	： 0299-90-1266 / FAX : 0299-92-1434
E-mail	： sisetu@kcj.or.jp

第3 事業者選定スケジュール

1 スケジュール（予定）

入札参加者が入札説明書に規定する参加資格要件を有しており、かつ提案内容が、技術的観点から本組合が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を選定する。

なお、落札者の選定は、一般競争入札により行う。

事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりである。

年月日等	内容
令和4年5月18日（水）	入札公告
5月18日（水）	入札説明書、発注仕様書等の公表
5月25日（水）	入札参加資格確認申請書類の提出期限
5月30日（月）	入札参加資格確認結果の通知
5月31日（火）	入札説明書、発注仕様書等に対する質問の提出期限
6月6日（月）	入札説明書、発注仕様書等に対する質問への回答
6月16日（木）	提案書類の提出期限
6月27日（月）	提案書類改善指示書及び発注仕様書修正事項（必要な場合）等の送付
7月1日（金）	提案書類改善指示書に対する提案書類改善承諾書提出期限
7月4日（月）	提案書類審査結果通知
7月8日（金）	入札予定日
7月15日（金）	仮契約の締結
7月27日（水）	建設工事請負契約の議会議決、本契約

※上記の日程は、提案書類の審査の進捗状況等により変更が生じる場合がある。

変更になった場合、入札参加希望者に対して通知する。

第4 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、本工事を実施するために必要な能力と資本力を備えた事業者とし、資格確認申請書類の提出期限日において、以下の要件を全て満たすこと。

（1）入札参加者の参加資格要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく鹿嶋市及び神栖市（以下「構成市」という。）の入札参加の制限を受けていない者であること。

- イ 公告日現在において、令和3・4年度鹿嶋市建設工事等入札参加資格者名簿又は建設工事に関する令和3・4年度神栖市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。（再生手続き開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く）
- エ 建設業法第19条の2に規定する現場代理人を専任配置するとともに、同法第26条に規定する技術者を適正に配置すること。
- オ 建設工事に対応する主任技術者又は監理技術者（清掃施設工事業又は機械器具設置工事業の監理技術者資格者証の交付を受け、かつ監理技術者講習を修了している者）を、工事現場に専任で配置できること。なお、配置する有資格者及び工事における現場代理人と技術者にあつては、受注者と直接的かつ引き続き3ヶ月以上の雇用関係がある者であること。
- カ 入札（開札）執行日において、構成市の契約事務に関する規程に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者及び茨城県の指名停止措置を受けていない者であること。
- キ 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ク 建設業法の規定による特定建設業（清掃施設工事業又は機械器具設置工事業）の許可を有する者であること。
- ケ 建設業法の経営事項審査における建設工事の種類「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」の総合評定値が1,000点以上であること。
- コ 次の条件を全て満たす実績があること。
 - （ア）ごみ中継施設又は一般廃棄物処理施設を元請として建設した実績があること。
 - （イ）上記の施設が完成後、令和4年3月末において、1年以上の稼働実績があること。
- サ 入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱に規定する暴力団関係者に該当するものが所属していないこと、又は暴力団関係者がその事業活動を支配していないこと。
- シ 構成市の納税義務に対し、完納していること。
- ス 国に納付すべき消費税・地方消費税及び法人税の滞納がないこと。
- セ 本工事に関する発注支援業務を受託した株式会社エックス都市研究所と資本面若しくは人事面で関係がある者でないこと。

(注)「資本関係」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人的関係」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

第5 入札の手続等

1 入札説明書等の公表等に関する事項

(1) 入札説明書の公表

入札説明書は、次のとおり公表する。

ア 公表日

令和4年5月18日（水）入札公告と同時

イ 公表方法

入札説明書は本組合のホームページに掲載する。

(2) 発注仕様書等の公表

発注仕様書、参考資料及び様式は、次のとおり公表する。

ア 実施期間

令和4年5月18日（水）入札公告と同時

イ 公表方法

発注仕様書等は本組合のホームページに掲載する。

ウ その他

参考資料の本工事に係るユーティリティ関係の図面等の提供を希望する入札参加希望者については、本組合事務局にて CD-R にて貸出しするものとする。当該資料の受け取りに際しては、本組合事務局に電話にて連絡し、貸出しを受けるための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を提示すること。

(3) 入札説明書、発注仕様書等に関する質問の受付

入札説明書、発注仕様書等に関する質問を、次のとおり受付ける。

ア 提出方法

入札説明書、発注仕様書等に関する質問がある場合は、「入札説明書、発注仕様書等に関する質問書」（別記様式第1号）に必要事項を記入の上、電子メールにより本組合事務局に提出すること。この際の文書形式は、Microsoft Excel とすること。なお、電話やファックス、口頭による質問は原則受け付けない。

本組合は、当該質問書を受領したことを確認するため、電子メールにより、受信確認通知を各提出者に返信する。受信確認の通知がない場合は、本組合事務局へ必ず電話確認を行うこと。

イ 受付期間

令和4年5月19日（木）から令和4年5月31日（火）17時まで

(4) 入札説明書、発注仕様書等に関する質問に対する回答

入札説明書、発注仕様書等に関する質問への回答は令和4年6月6日（月）に、本組合ホ

ホームページに掲載するものとし、電話等による問合せには原則応じない。なお、本工事に直接関係するもののみ回答を行うものとして、全ての質問に回答するものではない。

(5) 現地説明会

現地説明会は、開催しない。

2 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加資格審査申請書類の提出

入札参加希望者は、次により入札参加資格確認の申請を行わなければならない。期限までに入札参加資格申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ア 受付期間

令和4年5月19日（木）から令和4年5月25日（水）までの9時から17時までとする。ただし、休日等を除く。

イ 提出場所

本組合事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送によるものとし、郵送する場合は、受付期間内に必着とすること。なお、持参する場合は、本事務局に電話にて連絡し、提出のための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を提示すること。

エ 提出書類

入札公告及び「第6 提出書類」に示すとおりとする。

(2) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、入札参加資格申請書類を提出した入札参加希望者に対し、令和4年5月30日（月）付け（予定）（先に各社担当に電子メールを送付し、後日原本を郵送）で、郵送により通知する。

なお、入札参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない。

(3) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本組合に対して、令和4年6月16日（木）までに入札参加資格がないと認めた理由の説明を求める書面（様式自由。ただし、代表者印を要する。）を提出することにより、説明を求めることができる。

本組合は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者に対して、入札参加資格がないと認めた理由について、速やかに郵送により書面にて回答する。

3 提案書類の提出に関する事項

(1) 提案書類の提出

入札参加者は、次により本工事に関する提案書類を提出すること。

ア 受付期間

令和4年6月7日（火）から令和4年6月16日（木）までの9時から17時までとする。
ただし、休日等を除く。

イ 提出場所

本組合事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送によるものとし、郵送する場合は、受付期間内に必着とすること。なお、持参する場合は、本組合事務局に電話にて連絡し、提出のための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を持参すること。

エ 提出書類

「第6 提出書類」に示すとおりとする。なお、別紙「提案書類提出要領」を確認すること。

4 提案書類改善指示書の送付

本組合は、提案書類が発注仕様書等の内容を満足しているか審査を行う。審査により必要に応じて提案書類改善指示書を作成し、入札参加者に送付（先に各社担当に電子メールを送付し、後日原本を郵送）する。また、質問回答等から発注仕様書の内容に変更が生じた場合は、発注仕様書修正事項を合わせて入札参加者に送付する。

入札参加者は、提案書類改善指示書に応じて、提案書類改善承諾書を提出すること。なお、提案書類改善承諾書を提出期限までに提出しない場合は、入札参加資格を喪失する。

詳細は、提案書類改善指示書にて各入札参加者に個別に通知する。

(1) 提案書類改善指示書送付時期

令和4年6月27日（月） 予定

(2) 提案書類改善承諾書の提出期限

令和4年7月1日（金） 予定

※提案書類改善指示書の内容等により、個別に設定予定。

※提案書類改善承諾書は、別記様式6号による。

(3) 提出方法

提出期限までに本組合に電子メールで送信後、原本については持参又は郵送による。なお、提出に際しては、本組合事務局に電話にて連絡し、提出のための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を提示すること。

(4) 提出先

本組合事務局

5 提案書類審査結果に関する事項

提案書類の審査結果は、令和4年7月4日(月)(予定)に入札参加者に送付(先に各社担当に電子メールを送付し、後日原本を郵送)する。

6 予定価格に関する事項

予定価格は次のとおりとする。

予定価格：2,226,800,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

7 入札に関する事項

(1) 入札日時等

ア 入札日時

令和4年7月8日(金)13時30分(予定)

イ 入札場所

鹿島地方事務組合 公設鹿島地方卸売市場会議室

上記の日程等は、提案書類の審査の進捗状況等により変更が生じる場合がある。

変更になった場合、入札参加者に対して通知する。

(2) 入札の辞退

入札参加者が、入札を辞退する場合、入札日の前日17時までに「入札辞退届」(別記様式第8号)を、本組合事務局に提出すること。

8 入札方法等

(1) 提案書類審査結果通知書の写しを提出すること。

(2) 入札書は持参すること。なお、入札後、直ちに開札を行うため、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。

(3) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等関係法令を遵守すること。

(4) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(5) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (8) 入札執行回数は、1 回とする。
- (9) 落札は、予定価格以下の最低の価格で入札した者を落札者とする。
なお、入札価格が最も低い者が 2 者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札予定者を選定する。
- (10) 入札者が 1 者であった場合も入札は執行する。

9 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は別に定めるものとし、工事区分及び工種ごとに金額を明らかにすること。また、端数処理の場合を除き、「値引き」若しくは「割引」等の理由のない減額項目を記載してはならない。
- (3) 提出された工事費内訳書は返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。
- (4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。
- (2) 契約保証金は、納付する。（契約金額の 10 分の 1 以上の額とする）
ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

11 入札参加に関する留意事項

- (1) 公正な入札の確保
入札参加者は、独占禁止法等に抵触することのないように留意すること。また、入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。
- (2) 入札提出書類等の差替え等の禁止
入札参加者は、提出期限後における入札書及び入札提出書類等の差替え及び再提出をすることができない。

(3) 入札の延期等

本組合が必要と認めるときは、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

(4) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(5) 使用する言語、通貨単位、計量単位及び時刻

入札に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とする。

(6) 著作権

提案書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。

(7) 特許権等

入札参加者から提出される書類（入札書類を含む全て）において、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、建設材料、建設方法、維持管理方法等を使用したことにより生じた責任は、原則として当該提案を行った入札参加者が負う。

(8) 入札提出書類の使用等

提出された入札提出書類は、事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない（使用する場合は、事前に各入札参加者に確認する。）。公表、展示その他本組合が本工事に関し必要と認める用途に用いる場合は、本組合は、これを無償で使用することができるものとする。

なお、提出された書類等は返却しない。

(9) 本組合が提示する参考資料の取扱い

本組合が提示する参考資料は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。

また、この検討の範囲内であっても、本組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

(10) その他

入札説明書に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

1.2 契約の締結に関する事項

(1) 契約の締結

本工事に係る契約については、鹿島地方事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定による本組合議会の議決と同時に本契約としての効力を生じるものとする。

(2) 契約の無効

当該契約が本組合議会で否決されたときは、当該契約は無効とし、それにより落札者に生

じるいかなる損害についても、本組合は、その責めを負わないものとする。

(3) 工事費内訳書

落札者は契約に際して、年度毎の工事費内訳等について、別に定める作成例の様式に準じて作成し提出すること。

第6 提出書類

提出書類等は、入札説明書及び下記に記載のとおりとする。

1 入札説明書、発注仕様書等に関する質問書類

入札説明書、発注仕様書等に関する質問は、入札説明書、発注仕様書等に関する質問書（別記様式第1号）を提出すること。

2 入札参加資格確認申請書類

入札参加資格確認申請を行う入札参加予定者は、次の提出書類をまとめて1部提出すること。

提出書類	様式
競争入札参加資格審査申請書	様式第2号
1級建築士事務所登録証の写し	-
建設業許可証通知書の写し	-
経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の写し	-
市税の滞納が無いことを証する書類の写し(発行日が3ヶ月以内のものに限る) 完納証明書及び直近1年分の法人市民税の納税証明書 ※構成市内に納税義務があるものに限る。	-
施工実績調書及び添付書類	様式第3号
主任技術者又は監理技術者配置予定実績調書及び添付書類	様式第4号
入札参加資格に関する誓約書	様式第5号

3 提案書類の提出

提案書類の提出時には、次の書類を指定の部数提出すること。

また、図書作成にあたっては、別紙「提案書類提出要領」によること。

提出書類	部数
提案書類及びその添付書類等	3部

4 提案書類改善承諾書の提出

提案書類改善指示書を受領したものは、改善内容を記載した提案書類改善承諾書（別記様式第6号）を1部提出すること。

5 入札提出書類

入札時は、次の書類を1部提出すること。

提出書類	様式
入札書	-
工事費内訳書	様式第7号
提案書類審査結果通知書の写し	-

注記：工事費内訳書は、入札書の封筒に同封のこと。